

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第5条関係）

小田原市立小学校及び中学校の通学区域

- 1 (略)
- 2 中学校通学区域

学校名	通学区域
城山中学校	三の丸小学校の通学区域 新玉小学校の通学区域のうち栄町三丁目2番～7番、8番1号～14号、9番、10番3号の一部、4号～16号、15番～18番、19番3号～32号、20番～22番 中町一丁目15番4号 芦子小学校の通学区域のうち城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番、城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番（1号～9号を除く。） 扇町一丁目1番～4番、5番1号、6番1号～9号 緑 荻窪392番地 谷津 片浦小学校の通学区域
(略)	
酒匂中学校	酒匂、富士見各小学校の通学区域
(略)	

改正前

別表（第5条関係）

小田原市立小学校及び中学校の通学区域

- 1 (略)
- 2 中学校通学区域

学校名	通学区域
	三の丸小学校の通学区域 新玉小学校の通学区域のうち栄町三丁目2番～7番、8番1号～14号、9番、10番3号の一部、4号～16号、15番～18番、19番3号～32号、20番～

城山中学校	22番 中町一丁目15番4号 芦子小学校の通学区域のうち城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番、城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番（1号～9号を除く。） 扇町一丁目1番～4番、5番1号、6番1号～9号 緑 荻窪392番地 谷津
(略)	
酒匂中学校	酒匂、富士見各小学校の通学区域
片浦中学校	片浦小学校の通学区域
(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正前の学校教育法施行細則別表の2片浦中学校の項に定める区域に住所の存する者に係る同規則第5条第1項（同規則第6条において準用する場合を含む。）の規定によるこの規則の施行の日において就学すべき中学校の指定は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の学校教育法施行細則別表の2の規定の例により行うことができる。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市学区審議会の答申を踏まえ、片浦中学校の廃止に当たり同校の通学区域を城山中学校の通学区域に編入するため改正する。

[内 容]

城山中学校の通学区域に片浦小学校の通学区域を加えることとする。(別表関係)

[適 用]

平成22年4月1日

指定変更許可基準表

事由		具体的な内容	必要書類	許可期間
1	一時転居	新・改築等により一時的に学区外に居住する場合	申請書、居住の事実を証するもの	申請期間
2	転居	学区外に転居したが、従前の学校に通学する場合	申請書、居住の事実を証するもの	卒業まで
3	転居予定	家屋の新・改築、購入及び借家への入居により、転居することがはっきりしている場合	申請書・住民票 契約書等居住することが確認できる書類 又は誓約書	転居予定日まで
4	両親等共働き	両親共働き等により、登校前及び下校後に児童生徒の養育が困難な場合	申請書、両親の就労証明書、預かる人の同意書及び住民票	学年末まで
5	店舗等経営	学区外に住民登録があり、かつ居住しているが、学区内にて店舗等を経営していて、そこが下校後の児童の生活圏である場合	申請書・住民票 営業許可等証明書	学年末まで
6	兄弟姉妹同一校通学	既に兄弟姉妹が許可を受け指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学する場合	申請書・住民票	卒業まで
7	教育的配慮	上記以外で、病気、精神的理由、家庭の理由、その他教育的配慮が必要と思われる場合	申請書・住民票 学校の意見書	必要と認められる期間
8	部活動	希望する部活動が指定された中学校にない場合 ただし、小学校時に1年以上の活動実績がある場合で、希望する部活動がある自宅に最も近い中学校の入学に限る 対象者：新たに中学校に入学する者	申請書・住民票 在学小学校長の理由書 活動母体（スポーツ少年団等）の証明書	卒業まで
9	自宅から近い学校への通学	指定された小学校までの通学距離が2km以上で、指定された小学校よりも近い小学校に入学（通学）する場合 対象者：新たに小学校に入学する者 年度途中に転入・転居してきた小学生	申請書・住民票	卒業まで
追加	学校統合	学校統合に伴い、片浦中学校の平成20年度入学者または平成21年度入学予定者で、片浦中学校区に居住する生徒が、城山中学校に通学する場合 (既に指定変更及び区域外就学をしている者を除く)	申請書・住民票	統合日まで